

横浜市教育委員会
臨時会会議録

- 1 日 時 平成24年6月22日（金）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 中里委員 奥山委員 間野委員 坂本委員 山田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

平成24年6月22日（金）午前10時00分

1 教育長一般報告・その他報告事項

2 審議案件

教委第12号議案 横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

教委第13号議案 県費負担学校職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部改正について

教委第14号議案 横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

教委第15号議案 横浜市立小学校及び横浜市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について

教委第16号議案 平成25年度横浜市立南高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要項について

教委第17号議案 学校運営協議会を設置する学校の指定について

教委第18号議案 学校運営協議会委員の任命について

教委第19号議案 教職員の人事について

3 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

今田委員長 おはようございます。それでは、ただいまから教育委員会臨時会を開会いたします。

初めに会議録の承認ですが、前回、平成24年6月12日定例会の会議録は、本日の会議録と合わせて、次回以降に承認することといたします。

では議事日程に従い、教育長から一般報告をお願いいたします。

山田教育長 【教育長一般報告】

1 市会関係

- 6/13 本会議（第3日） 一般質問
- 6/14 こども青少年・教育委員会
- 6/21 本会議（第4日） 議案議決

まず市会の関係ですが、6月13日に本会議が開催されまして、一般質問がなされました。そして翌日の6月14日にこども青少年・教育委員会という常任委員会が開催されまして、議案等の審査が行われました。6月21日、昨日ですが本会議が開かれ、最終日でしたが、議案の議決等が行われました。

教育委員会関係では、市立学校条例や契約期限の締結などの議案が提出されましたが、すべて可決をいただいております。

2 市教委関係

市教委の関係は特にございませぬ。

3 その他

その他の関係についても、特にございませぬ。

以上でございます。

今田委員長 教育長の報告が終了しましたが、ご質問等ございますか。よろしいですか。

それでは議事日程に従い、審議案件に移ります。まず会議の非公開についてお諮りします。

教委第18号議案「学校運営協議会委員の任命について」、教委第19号議案「教職員の人事について」は、人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、教委第18号議案、教委第19号議案は非公開といたします。審議に入る前に事務局に確認ですが、何か報告事項はございますか。

重内総務課長 6月13日、個人1名の方から教科書に関する請願書が、6月18日、個人1名の方から教科書に関する請願書が提出されました。これらの請願書につきましては事務局で調整の上、次回以降にお諮りしたいと思います。

また、受理番号1の請願書につきましては、教育長専決にて6月13日に回答いたしましたことをご報告いたします。

次回の教育委員会定例会は、7月10日火曜日、午前10時から開催する予定でございますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

今田委員長

皆さん、よろしいでしょうか。それでは、次回の教育委員会定例会は、7月10日、火曜日の午前10時から開催予定です。別途通知しますので、ご確認いただきたいと思います。

それでは、審議に入ります。教委第12号議案「横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」、所管課から説明をお願いいたします。

吉富教育政策
推進室長

おはようございます。教育政策推進室の吉富でございます。教委第12号議案、「横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」、お諮りいたします。

1枚おめくりいただきまして、2ページでございます。提案理由でございますが、小学校及び中学校において、校長が教育上及び学校運営上特に必要と認め教育長の承認を受けた場合に長期休業日の期間を延長できるようにするため、横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正したいので、提案するものでございます。詳細の内容については、榎原がご説明いたします。

榎原教育政策
推進室担当課
長

担当課長の榎原でございます。今回の改正、及びこの後の議案であります県費負担学校職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部改正についての2件につきましては、まずこの資料の「参考」をご覧ください。今回の改正は、今年3月に議決のありました「学期制、土曜日の活用及び長期休業日に関する今後の方針について」の、「2 土曜日の活用及び長期休業日について」の部分を具体化するための条文でございます。

具体的に申しますと、「2 土曜日の活用及び長期休業日について」の裏面になりますが、「(5) 研究校は、(3) アの研究を行う観点から、教育委員会が認める場合には、土曜日に教育課程に位置づける授業を実施する回数に応じ、長期休業日の期間を延長することができる」という部分を具現化するものでございます。具体的な条文については4ページの新旧対照表をご覧ください。

現行の規定ですが、第4条により春季休業日、夏期休業日など、長期休業日の期間が決められております。第2項において、前項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、校長はあらかじめ教育委員会に届け出て、前項第3号から第6号までに規定する休業日の期間を短縮することができるということで、届出により、休業日の短縮はすることができました。一方で、延長に関しては規定がございませんので、することができなかつたというところでございます。

今回の改正案では第3項を追加しまして、「前2項の規定にかかわらず、校長は、教育上及び学校運営上特に必要と認め、教育長の承認を受けた場合、第1項第3号から第6号までに規定する休業日の期間を延長することができる」ということで、新たに延長することができるという規定を加えるものでございます。

以上です。

今田委員長

所管課から説明が終了しました。ご質問等ございましたらどうぞ。よろしいですか。延長の場合には、届出ではなくて、承認を得て延長することができるのですか。

檜原教育政策
推進室担当課
長

はい、そのようになっております。一点ほど説明を追加させていただきたいと思えます。先ほど基本方針のほうでは教育委員会が認める場合となっており、今回の規定では教育長の承認を受けた場合となっております。これは教育長に委任する事務等に関する規則の規定により、この部分については教育長に委任されるものということになりますので、教育長の承認と書かせていただいております。

今田委員長

わかりました。ご質問等ございましたらどうぞ。よろしいですか。
それではご意見等がなければ、教委第12号議案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、原案のとおり承認します。
教委第13号議案「県費負担学校職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部改正について」、所管課から説明をお願いします。

伊藤教職員人
事部長

おはようございます。教職員人事部長の伊藤でございます。よろしくお願いたします。

教委第13号議案「県費負担学校職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部改正について」でございます。

1ページをおめくりいただき、2ページ裏側をご覧ください。提案理由でございます。先ほど説明がございましたように、土曜日の活用に関しまして、教育職員の週休日等の振替及び半日勤務時間の割振り変更について別の定めを行う必要があるために、本日ご提案申し上げる次第でございます。内容につきましては、教職員厚生課長からご説明申し上げます。

渡辺教職員厚
生課長

教職員厚生課長渡辺でございます。よろしくお願いたします。
改正内容ですが、3、4ページは改正案の本文になりますので、おそれいりませんが、5ページの新旧対照表で概要をご説明いたしたいと思えます。

資料の5ページをご覧ください。左側が現行、右側が改正案になります。まず第1条でございますが、学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則という文言を加えまして、根拠規定をより明確にいたします。次に、中ほどになりますが、第5条に第3項を追加いたしまして、第2項に基づき週休日を別に定める場合、週休日が4週間につき4日以上となるようにしなければならない旨を定めまして、週休日を別に定める場合の考え方を明確にするものでございます。

次にその下ですが、第8条を追加し、週休日等の振替及び半日勤務時間の割振り変更に関する要件や手続を明確にいたします。具体的には第1項で、職員に週休日等の勤務を命じた場合は、振替等を行うことといたします。

裏面の6ページをご覧ください。第2項で、週休日等の振替等は、勤務を命じた日の4週間前の日から8週間後の日までの期間に行うものと思いたしますが、神奈川県人事委員会の承認を受けまして定めるものにつきましては、4週間前の日から16週間後の日までの期間に行うことができることといたします。今回の土曜日の活用はここに該当いたします。

次に第3項で、週休日等の振替等を行う場合には、振替等を行った後において、週休日が4週間につき4日以上となるようにし、かつ勤務日等が引き続き24日を超えないようにしなければならない旨定めまして、第4項で週休日等の振替

等を行う場合の手続を定めるものでございます。

次に第8条を第9条と送りまして、資料7ページをご覧ください。7ページの一番上段でございますが、同条の第4項を変更いたしまして、今加えました第8条の専決規定をここに定め、さらに第9条を第10条と後送りするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

今田委員長

所管課から説明が終了しましたが、ご質問等ございましたらどうぞ。少し専門的な要素が入っていますけれども、提案理由に基づいた変更ということで、よろしいでしょうか。

それではご意見等がなければ、教委第13号議案について原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、原案のとおり承認します。

次に教委第14号議案「横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」、所管課から説明をお願いします。

荒木特別支援
教育課長

おはようございます。よろしくお願いします。特別支援教育課長、荒木でございます。教委第14号議案、横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正についてご審議願います。

おめくりいただきまして、2ページ、提案理由ですが、横浜市立ろう特別支援学校高等部生産・流通科の廃止に伴い、横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正したいので、ご提案いたします。

3ページをご覧ください。内容につきましては、横浜市立特別支援学校高等部の本科、現在は普通科、生産・流通科、ビジネス科となっておりますが、生産・流通科を廃止することで、本科は普通科、ビジネス科となります。

以上、よろしく願いいたします。

今田委員長

所管課から説明が終了しました。ご質問等がございましたらどうぞ。

中里委員

ろうの障害をお持ちの方に対しては、町で歩いていると、障害があるということを知っている人は気がつかないことですか、また、ろう障害の情報に対する意欲を持たせていくのはなかなか大変なことだと思います。今回の廃止の理由としては生産・流通科へ希望がないということになるのでしょうか。

荒木特別支援
教育課長

今年度より在籍がゼロになりまして、希望が平成22年度からないということですね。

今田委員長

よろしいですか。それではご意見等がなければ、教委第14号議案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、原案のとおり承認します。

次に、教委第15号議案「横浜市立小学校及び市立中学校の通学区域並びに就学

すべき学校の指定に関する規則の一部改正について」、所管課から説明をお願いいたします。

伊奈施設部長

おはようございます。施設部長の伊奈でございます。お手元、教委第15号議案についてご説明申し上げます。本件につきましては、横浜市立小学校及び中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正でございます。

1 ページおめくりいただきまして、2 ページが提案理由でございます。横浜市立本町小学校の学校規模の適正化、並びに通学区域及び町区域、町内会区域の一致を図ること、並びに横浜市立川島小学校、左近山小学校及び横浜吉田中学校の設置に伴い、通学区域を設定するため、横浜市立小学校及び横浜市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正したいので、ご提案申し上げるものでございます。詳細につきましては学校計画課長から説明させていただきます。

上田学校計画課長

学校計画課長の上田と申します。よろしくお願いたします。今回は再開発に伴う学区変更が1件、学校統合に伴う学区変更が3件、計4件の学区変更のご提案になります。

それではお手元の資料の9ページをご覧くださいと思います。中区日ノ出町1丁目、ちょうど日ノ出町の駅前になりますけれども、その再開発に伴う学区変更ということになります。左の図面をご覧くださいと思います。赤い線が小学校の学区線、青い点線が中学校の学区線になります。ちょうど図の真ん中の紫色の部分が、今回、学区の見直しを行うエリアになります。対象エリアにつきましては、指定校が本町小学校と吉田中学校になります。右の図をご覧くださいと思います。学区を見直した後の図面になります。ご覧のように指定校が東小学校と老松中学校になります。みなとみらい21地区の開発に伴いまして、本町小の児童数についてはかなり増加傾向にあります。今回の学区変更を行うことによりまして、児童数増を緩和することを目的としております。施行日につきましては、8月15日ということと考えております。

お手元の資料を1枚おめくりいただきまして、11ページをご覧くださいと思います。ここからは学校統合に伴います学区の見直しになります。保土ヶ谷区になりますが、ご覧のように川島小学校とくぬぎ台小学校を統合することによって、学区を見直すものです。中学校の指定校につきましては西谷中学校になります。左の図面が統合前の学区図になります。統合しますと右の図面のとおり、川島小学校とくぬぎ台小学校の現在の通学区域を合わせたものが統合校の学区になります。統合校につきましては、現川島小学校の施設を活用しまして、川島小学校という名称の統合校を設置いたします。学区の見直しにつきましては、平成25年4月ということと考えております。

それでは、資料をまた1枚おめくりいただきたいと思います。13ページをご覧くださいと思います。旭区の左近山団地の中にあります3つの小学校の統合に伴って、学区を見直すものです。左の図面が統合前ということになりますが、対象となる小学校は左近山小高小学校、左近山第一小学校、左近山第二小学校の3校になります。中学校につきましては、指定校は本宿中学校と左近山中学校の2校になります。今回、この3つの小学校を学校統合しますが、統合後の図面につきましては、右の図になります。ご覧のように、3つの小学校の学区を合わせたものが統合校の学区となります。統合校につきましては、現在の左近山第一小学校の施設を活用して、左近山小学校という名称の統合校を設置いたします。施行日につきましては、平成25年4月1日ということと考えております。

また1枚おめくりいただきまして、15ページをご覧くださいと思います。こちらは中区の統合に伴う学区の見直しになります。3つ図面がありまして、左の図面が現在の学区図になります。真ん中の図面をご覧くださいと思います。ちょうど真ん中のやや左寄りに①と書かせていただいておりますが、これは日ノ出町駅前の再開発に伴って学区の見直しを行うものです。先ほど申し上げたとおり、施行日は8月15日ということで考えております。そして一番右側の図面ですが、中区の富士見中学校と吉田中学校を統合することに伴いまして、学区の見直しをご覧くださいようになります。基本的には富士見中学校と吉田中学校の学区を合わせたものが、統合校の学区となります。統合校につきましては、現在の吉田中学校の施設を活用して、横浜吉田中学校という名称の統合校を設置いたします。一部学区が隣の中学校のほうに移りますが、図面の下のところをご覧くださいと思います。②と書かれたところで、オレンジ色で塗ってある部分につきましては、これは現在、富士見中学校の学区ですが、この部分につきましては平楽中学校の学区といたします。このことに伴いまして、石川小学校の卒業生は、今までは富士見中と平楽中に分かれて入学しておりましたが、卒業生は全員、平楽中に入学することになります。平楽中の生徒数はかなり減って今後、小規模化が予想されておりますが、この学区の見直しに伴って小規模化が解消できると考えております。

今回、この4つの通学区域の見直しについてご提案させていただきます。ご審議について、よろしく願いいたします。

今田委員長

所管課から説明が終了しました。ご質問等がございましたらどうぞ。よろしいですか。

本町小学校から私立中学校へ行っている割合はどれくらいあるのですか。

上田学校計画課長

本町小学校における私立の中学校の進学率は、この場ですぐ数字が出ませんが、かなり高い数字になっております。中区全体が、18区の中では高いほうになっておりますので、本町小についても平均よりは高い進学率になっていると思います。

今田委員長

ほかにございますか。それぞれ今まで、地元調整等いろいろやっていただいたのでしょう。ただ、地域との兼ね合いがいろいろあるし、一方で今までやってきた通学区域や就学すべき学校の変更の中にメリットもいろいろとあると思います。もちろん、反省事項もあるかもしれません。今後のためにもそういうものをきちんと地元へ説明していただく。そのことはやはり大切なことだと思いますから、そこは頑張ってくださいと思います。どうぞ。

間野委員

学校統合後の横浜吉田中学校の通学区域は非常に広くなりますが、通学手段というのは、原則は徒歩に限られるのでしょうか。公共交通機関の利用あるいは自転車の利用などは、何か考えられているのでしょうか。

上田学校計画課長

みなとみらい地区から統合校の横浜吉田中学校まではかなりの距離になりますが、原則は徒歩になります。必要に応じてバス等の利用も認めております。

間野委員

鉄道の利用もあるのですか。

上田学校計画課長	必要があれば、地下鉄等も利用できると思います。
伊奈施設部長	少し追加をさせていただきます。現在の吉田中学校の通学区域の方については基本的に変更がございません。富士見中学校の方については若干長くなる場合がございますが、吉田中学校と富士見中学校の距離が400メートル弱でございますので、大きな懸念はないかなと考えております。
今田委員長	よろしいですか。どうぞ。
坂本委員	今のは具体的には分かりましたけど、統合するときそういう一般原則というのがあるのですか。
上田学校計画課長	通学区域、通学距離につきましては、基本方針で、小学校についてはおおむね片道2キロ以内を適正距離としております。それを超えるような場合につきましては、場合によっては公共交通機関を使うということも認めております。もし、こういった統合に伴って、徒歩での通学が難しいということになった場合は、必要に応じて通学支援策、あるいは公共交通機関に対する助成費等の支出等も検討するというようになっております。
奥山委員	みなとみらい地区に大分マンション等もできてきておまして、本町小学校のみなとみらい地区の受け入れのキャパシティの問題等の将来像というか、そのあたりは見えているんでしょうか。
伊奈施設部長	現段階では本町小学校に多少の増築をいたしまして、対応できるのではないかと考えてございます。みなとみらい地区の今後の土地利用等によってはさらなる増加が懸念されます。現段階でみなとみらい地区の土地利用が決定をしておりますので、私どもとしてもそれ以上は、何とも現段階ではコメントのしようがないというのが本音でございます。
今田委員長	それと教育長に一つよろしいですか。先ほどの統合のメリットみたいなのは、どのようなものがありますか。
山田教育長	結構、数も地域も多岐にわたっていますので、一度整理してご報告さしあげます。
今田委員長	了解しました。 それではご意見等がなければ、教委第15号議案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
各委員	<了 承>
今田委員長	それでは、原案のとおり承認します。 次に教委第16号議案「平成25年度横浜市立南高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要項について」、所管課から説明をお願いします。

高橋指導部担当部長	指導部担当部長、高橋でございます。
高橋高校教育課長	高校教育課長、高橋でございます。
高橋指導部担当部長	<p>それでは教委第16号議案につきまして、ご説明を申し上げます。この議案でございますが、来年実施をいたします南高等学校附属中学校の入学者の募集と、決定に関する実施の計画となる要項がまとまりましたので、議題に供させていただきます。内容的にはこの2月に実施をいたしました、平成24年度の実施内容とほぼ同じでございます。変わっておりますところの主なものは、暦の関係でスケジュールが変更になっているという部分がメインでございます。変更点中心でご説明させていただきたいと思っております。</p>
高橋高校教育課長	<p>それでは議案に従いまして、要点のみご説明申し上げます。議案の1ページをおめくりいただきまして、提案理由は記載されているとおりでございます。案そのものでございますが、表紙をおめくりいただくと、目次がございます。さらにおめくりいただけますでしょうか。2ページ目にカレンダーが出ておりますので、まずそのカレンダーにしたがいまして、日程の概要をご説明申し上げたく存じます。</p> <p>平成24年度、今年の12月3日から志願資格の承認及び学区確認の申請が始まります。年が明けまして平成25年1月8日から10日、この3日間が志願受付期間でございます。これは郵送のみでございます。期間内の到着もしくは消印有効で受付を行います。その後、受験票を郵送いたしました。2月3日、日曜日が適性検査でございます。これは神奈川県内の県立の中等教育学校と同じ日程の3日でございます。また合格発表は2月10日でございます。これも同じ、神奈川県立の中等教育学校2校と同じ合格発表日でございます。入学手続を即座に始めますが、もし入学手続の段階で辞退者が出た場合には、繰り上げ合格を行ってまいります。繰り上げ合格の最終期限を2月14日といたします。こちらは平成24年度の入試では、適性検査日では、16日まで行っておりましたが、原則16日まで神奈川県の県立も同じなのですが、平成25年に限りましては2月15日が神奈川県内の公立高等学校の学力検査日となっております。南高等学校の校舎内に入校ができないという状況がございますので、その前の日までの14日までを繰り上げ合格の手続日の締め切りといたします。日程的には以上でございます。</p> <p>それでは、3ページからは要点のみ申し上げます。募集定員は全体で160名、男女おおむね各80名となっております。志願資格は、志願者のご本人及び保護者が神奈川県内に住所を有している方といたしております。そして(3)の通学区域で、横浜市内全域といたしておりますが、市外の、通学区域以外の方からの入学許可限度は募集定員の30%以内としております。こちら前年と変わっておりません。(4)から志願手続等の手続、出願方法などについて記載のとおりでございます。</p> <p>ページをおめくりいただきまして、4ページ目、検査の方法等でございますが、こちら平成24年度と同じく適性検査3種類をそれぞれ45分で実施いたします。</p> <p>5ページからは志願資格の承認及び学区確認等の手続について、記載のとおりでございます。変更点はございません。</p> <p>さらにおめくりいただきまして6ページ目、「4 入学手続等」について記載</p>

のとおりでございます。こちらでも手続の方法等については変更点はございません。

7ページからは願書など、必要な書類の様式を定めております。こちらの様式等は、年度であるとか日付を今年度の日付に改めた以外は、変更点はございません。

以上、簡単ではございますが、よろしくお願ひいたします。

今田委員長 所管課から説明が終了しました。ご質問等ございましたらどうぞ。よろしいですか。はい、どうぞ。

中里委員 先日6月18日、スクールミーティングで南高等学校附属中学校にも伺いました。適性検査を経て入学してくる子どもたちを、6年間どのように育てていくのか、とても重要なところになってくるかと思っております。応募に先駆けての説明会を、昨年、私も保護者の方々と一緒に伺いましたけれども、非常に良い緊張感の中で、皆さん説明会に参加されておりました。今年もまた日程にあるようですが、去年までは在校生がいなかったために、学校の中の見学というのはできなかったと思います。今年は見学をして応募するという形もあるのでしょうか。

高橋高校教育課長 昨年度も施設見学は行いましたが、今年度も9月1日に施設見学会を予定しております。また学校説明会につきましても、今、中里委員がおっしゃっているとおり、昨年度は当然在籍生がいなかったのですが、今年度は1年生が入学しているということで、入学した生徒や保護者の方等のご協力をいただいて学校説明会を実施すると、学校長から聞いております。

今田委員長 今年の場合、学区外の生徒はどれぐらいいたのですか。

高橋高校教育課長 今年学区内が154名、学区外が6名ということで、全生徒160人のうちの6名だけが学区外という状況でございます。

中里委員 どの程度の学区外なのですか。

高橋高校教育課長 学区外からは川崎市、逗子市、鎌倉市、葉山町、三浦市でございます。

今田委員長 どこかが2人いるのですか。

高橋高校教育課長 葉山町が2人です。

今田委員長 よろしいでしょうか。では本件についてはご意見がなければ、教委第16号議案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、原案のとおり承認します。
次に、教委第17号議案「学校運営協議会を設置する学校の指定について」、所管課から説明をお願いします。

今辻指導企画
課長

指導企画課長の今辻と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは教委第17号議案の1ページをご覧ください。新規指定による設置を申請している学校について、ご審議をお願ひ申し上げます。

2ページ、3ページをご覧ください。まず左側、2ページでございます。そこにあります提案理由は、学校運営協議会の設置等に関する規則第3条に基づいて、善部小学校と南高等学校及び附属中学校の3校が新規の指定をしたいためでございます。右側の3ページをご覧ください。1番でございます。南高等学校と附属中学校は合同設置となっております。2番をご覧ください。指定日は平成24年7月1日で、平成27年3月31日までの指定になります。

それでは善部小学校からご説明申し上げたいと思います。4ページの1番をご覧ください。学校の概要でございます。校長は佐藤政弘校長、学校教育目標は「であい ふれあい ひびきあい」のもと、5つの項目を立てて、掲げております。児童数はご覧のとおりでございます。次に2番をご覧ください。協働運営協議会設置のねらいでございます。中段のちょうど2段落目にこのように書かれております。「教育活動に熱心である地域の土壌を活かし、地域・保護者・学生との協働で学校の教育活動のより一層の充実を図っていききたい」と記載されておりますけれども、このことをねらいとしているものでございます。

5ページの3番をご覧ください。設置までの経緯でございます。平成23年12月から検討を始め、地域や保護者と慎重に協議をして上で、今回の申請に至っております。4番の協議会会則は、次の6ページに記載してございます。これまでの設置校同様、横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則に沿った会則となっております。5番の運営組織については7ページをご覧ください。ここにお示しをさせていただいております。ちょうど真ん中の四角い太枠の部分が、協働運営協議会の中心になっているものでございます。学校長が作成した学校運営の基本方針を承認するほか、学校運営協議会内に3つの専門部会を設置し、学習活動や地域の活動について、学校の担当者と連携・協力して、各部会の活動計画を立案して、運営協議会で協議調整の上、実践に移して、学校運営の補佐をしていくと、そういう組織となっております。

簡単ではございますが、以上でございます。南高等学校及び附属中学校のほうは、高校教育課の高橋課長よりご説明申し上げます。

高橋高校教育
課長

それでは、南高等学校及び附属中学校の学校運営協議会について、8ページからご説明申し上げます。

まず、1の学校概要でございますが、南高等学校及び南高等学校附属中学校を表にして併記しております。学校長は南高等学校が菱刈範之、附属中学校が高橋正尚でございます。学校教育目標は、現在の南高等学校と附属中学校の学校教育目標を併記しております。生徒数、学級数は表のとおりでございますが、現在は1学年だけでございますので、今後、附属中学校が、年度を追うごとに3学年揃った場合には、全部で12学級の480名規模となる予定でございます。また高等学校のほうは、今後、各学年5クラス規模となる予定でございますので、各学年200名ずつの、総計生徒数600名規模になる予定でございます。

次に、2の学校運営協議会の設置のねらいでございますが、8ページの最後の段落の、下から3行目のところに記載されておりますとおり、学校運営協議会を設置することで、特に教育内容への助言や支援、及び学校評価・授業評価による学校経営の改善により、中高一貫教育の充実・発展につなげていくということが、この学校運営協議会のねらいの大きなポイントでございます。

9ページでございます。申請までの経緯でございますが、南高等学校附属中学校が今年の4月に開校いたしましたので、それを踏まえ、このたび申請させていただくものでございます。

会則案は次の10ページに記載されておりますが、ほかの運営協議会設置校と同様、横浜市の規則にのっとり会則を定めております。5の運営組織案でございますが、これは市立の異校種の場合、例えば霧が丘小・中学校等の運営協議会が設置されておりますが、その運営組織図を参考にいたしまして、両校を一体とした学校として組織図をつくっております。また運営協議会のメンバーは、表の上でございますとおりに、地域住民、保護者、学識経験者、学校関係者などの15名を予定しております。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

今田委員長

どうぞ。

中里委員

まず4ページの善部小学校ですけれども、学校運営協議会の設置を希望する学校は、特に一生懸命取り組もうという前向きな姿勢の学校かと思うのですが、善部小学校の場合、これを学校運営協議会という名称ではなくて、協働運営協議会という名称にされています。多分こだわられている部分があるんだろうと思うのですが、その辺りは校長のどういったお考えなんですか。

今辻指導企画課長

先ほど申し上げましたように、ねらいの中段に書かれているとおりに、地域の土壌が一生懸命全体で学校を支えてくださっている状況を踏まえ、たくさんの方から力をいただいて学校経営を進めていきたいという強い思いがあります。特に一緒に力を合わせていきたいということで、そういった思いがこの協働という言葉に出ているかと思えます。ただ何でもかんでも一緒にやるということではなくて、学校が当然主体となってリーダーシップを発揮して、学校長の方針のもとに、一緒に力を合わせてやっていきたいと、そういう意味の協働という意味でつけたと伺っております。

中里委員

責任と権限の所在は学校にある、という意味ですね。

今辻指導企画課長

はい、そうなります。

中里委員

もう一点よろしいでしょうか。8ページの南高等学校と、それから附属中学校の学校運営協議会の設置についてですが、将来的に生徒数が中学校も、それから高校も変わっていくわけですね。中高一貫校ですので、6年間をかけて子どもを育成していくということですが、学校教育目標の表現の仕方が随分違うなという感じを受けます。この高校の学校教育目標は、いつ検討されたものなんですか。

高橋指導部担当部長

指導部担当部長の高橋でございます。これは開校以来使っているというわけではなく、途中から定めたようございまして、平成に入ってから定めたというふうに学校から聞いております。はっきりした年度が分からないという状態でございますが、そんな古いものではないということでございます。

中里委員

今年の3月に、南高等学校の卒業式に伺ったときに、卒業生の代表の言葉の中

に、「南高は4月から生まれ変わります」と、子どもの言葉から伺いました。私がもし南高等学校の校長だったとしたら、中学校がこういう形で併設されたわけなので、きっと学校教育目標を6年間の教育に合わせたものにするのかなと漠然と考えておりますが、そのあたりについて今後は、どのような予定がありますか。

高橋指導部担当部長

実はこの資料にあります附属中学校の学校教育目標、これは先般、中高一貫教育校を立ち上げるときの基本計画を定めていただいたときに、中高一貫教育校6年間の教育目標ということで、教育委員会でお定めいただいた内容でございます。したがって、これについては南高等学校も同一のものを使っていくということでございまして、今まだ中高一貫になる前に入学した生徒さんが何学年かおられるということで、もとのものを常用しているという状態だそうでございます。今後は同じものに切り替えをしていくという相談を現在しております。

今田委員長

ほかにもございますか。では私のほうで一つ。今、中里先生からもお話がありました。8ページの表の中でいくと、クラスの数が高高等学校は21、付属中学校は4とあります。これはいずれにしても、行く行くは高等学校が15クラス、中学校が12クラスになるのではしたよね。そうすると比率が今とは違う格好になるので、今の時点での運営協議会は、この大きなねらいをイメージしつつも、委員の面々や構成が変わっていくのか。そういう先のことも意図して考えているのか。この辺のところは少しずつ動きながらでないと分からないかもしれませんが、そういう課題を持っているという認識の中でやっていただくことが大事かもしれませんね。

今は、おそらく実態の中で、現メンバーが選ばれているんでしょうから、今後、中学校の比率が高まっていく中で、また意識が少し変わってくるかも分かりません。つまり、これはかなり柔軟性を持っているんですよということが必要なのかと、私は思います。もちろん現場は現場でまたいろいろと意見があるでしょうけど、そういうことも意識の中に必要じゃないのか、と私は少し思いました。他にもきっといろいろとご意見があると思います。教育長は何かありますか。

山田教育長

一応、中高一貫校という形でつくっていますし、やはり高みを目指した学校をつくっていますので、当然、今いる高校生・在校生の問題もあるでしょうが、一つの学校教育目標の中で、一環として、また、一体として子どもを育てていかなければいけないというふうに思っています。そういったことを踏まえた上で、運営協議会のほうも、学校のほうも当然お考えいただかないと困るなというふうに思っております。

今田委員長

どうぞ。

奥山委員

私のほうは善部小学校の協働運営協議会についてですが、5ページから7ページのところを拝見しますと、協議会のメンバーに保護者、地域だけでなく、学生という言葉が入っていることが今回新しいなと思っております。これは、高校生・大学生が、例えば小学生のケアをするとか、小さい子のお世話をするというようなことで、異年齢の子どもたちとの縦の交流とか、学習支援も含めて非常に期待される場所だろうなと思っておりますが、ここに入っているのは市立の学校ですか。

今辻指導企画課長　　まず大学のほうは、例えば横浜国立大学とか専修大学、明治学院大学の学生さんから、教育実習生で入ったつながりを通じて継続的にご支援をいただいております。また、横浜隼人中学校・高等学校の校長先生にかかわっていただき、横浜隼人高校の生徒さんが来校して、子どもたちに支援をしていただいていると伺っております。ここでの学生というのはそういう意味だと思います。

奥山委員　　県立の高校生も35時間のボランティアで単位が取れるというようなことがあって、近隣の中学校ですとか、県立の高校と連携をしていくという点では、生徒さんも、学生というところに入れていくといいのかなと思います。新しい視点だと思うので、ぜひ公立の学校なども一緒に取り組めるといいのかなと少し思いました。どのように進むのか、私も関心を持っております。よろしくお伝えください。

今田委員長　　学校運営協議会はこれで何校ぐらいになりますかね。

今辻指導企画課長　　昨年度まで80校でございました。今年3校が設置になりましたので、83校ということになっております。

今田委員長　　それでは本件については、ご意見等がなければ、教委第17号議案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員　　<了 承>

今田委員長　　それでは、原案のとおり承認いたします。ありがとうございました。
以上で公開案件の審議が終了しました。その他、委員の皆さんから何かございますか。
特にご発言等がなければ、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方はご退席願います。また、関係部長以外の方もご退席ください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<削除>

今田委員長　　本日の審議案件は以上です。
これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時40分]